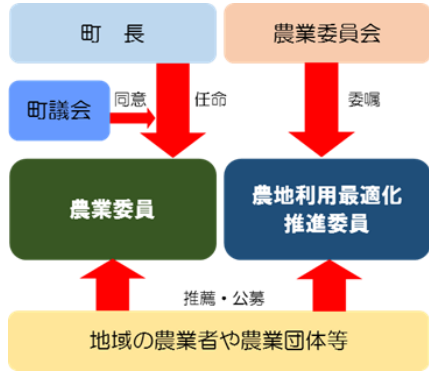


# 那珂川町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員募集案内

	農業委員	農地利用最適化推進委員
対 象 者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方
定 数	19人	25人（担当区域は裏面のとおり）
推薦・応募の資格	令和3年7月1日現在満20歳以上の方 ただし、次のいずれかに該当する方は、委員となることはできません。 ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方 ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ③ 町職員	
募集方法	○応募、または推薦（団体推薦又は推薦日に満20歳以上の方3人以上の連名による推薦） ○所定の様式（農業委員会の窓口にて配布、または町ホームページよりダウンロード）に必要事項を記入・押印のうえ、募集期間内に、持参または郵送により、下記申込先に提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。	
募集期間	令和3年2月1日（月）～令和3年3月2日（火）必着 （募集状況は、2月中旬から町ホームページで公表します。）	
選任の方法	議会の同意を得て、町長が任命します。 ※農地利用最適化推進委員と両方に応募はできますが、兼務することはできません。 ※選任にあたっては、法律で次の要件が規定されています。 ○原則、認定農業者が過半数を占めなければなりません。 ○農業委員会の所掌する事項について利害関係の無い人を含まなければなりません。 ※また、法律の規定等により、次のことに配慮し、選任します。 ○性別に偏りがないように配慮します。 ○青年就農者を含め、世代構成に配慮します。 ○地域に偏りがないように配慮します。	農業委員会が決定し委嘱します。 ※農業委員と両方に応募できますが、兼務することはできません。  <p style="text-align: center;">※選任のイメージ図</p>
任 期	3年間（令和3年7月1日～令和6年6月30日）	
報 酬	会 長 基本額 300,000 円／年 職務代理 基本額 260,000 円／年 委 員 基本額 250,000 円／年 ※上記基本額に加え、成果実績に応じ予算の範囲内で町長が定める額を加算	委 員 基本額 180,000 円／年 ※上記基本額に加え、成果実績に応じ予算の範囲内で町長が定める額を加算
決定の時期	令和3年6月予定 （町議会において議決）	令和3年7月予定 （農業委員会総会において決定）
問い合わせ申込先	那珂川町農業委員会事務局（庁舎1階） 〒324-0692 那珂川町馬頭555 ☎92-1185	

◆農地利用最適化推進委員の担当区域・定数◆

担 当 区 域	定 数	担 当 区 域	定 数
馬頭	1	1区、2区、3区	2
健武	1	4区、5区	1
矢又	1	6区（吉田）、	1
和見	1	9区（東戸田・神田町）	
小口	1	6区（谷田）、7区	1
北向田	1	8区	1
久那瀬	1	9区（三輪1区～3区）	1
松野、富山	1	10区	
盛泉	1	11区	1
谷川、大内、大那地	2	12区	1
大山田下郷	1	13区	1
大山田上郷	1	14区	1
小砂	1		

農業委員と農地利用最適化推進委員の主な役割

農業委員

農地法等によりその権限に属する農地等の利用関係の調整などを行います。

《主な活動》

- ①農地の権利移動等の許可、決定等の審査のため、月1回開催される総会に出席。
- ②農地パトロール及び農地利用状況調査。
- ③農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の支援をするための活動、指針の作成等。
- ④農地中間管理機構や県農業公社との連携。
- ⑤そのほか年数回開催される各種研修会や大会に参加。

農地利用最適化推進委員

農業委員と連携し、担当する区域の農地等の利用の最適化の推進活動を行います。

《主な活動》

- ①農業委員会の総会に出席し、意見を述べる事ができる。
- ②担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動。
- ③遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ。
- ④新規就農、企業等の農業参入の支援。
- ⑤農地中間管理機構や県農業公社との連携。
- ⑥そのほか年数回開催される各種研修会などに参加。